# 府中市情報公開·個人情報保護審議会会議録 (令和元年度第1回)

- 1 日 時 令和2年2月4日(火) 午後2時00分から午後3時10分まで
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 出席者
- (1)委員片山 正明<br/>加藤 隆之<br/>木野 貴夫<br/>倉田 敏 ヨシ子<br/>佐伯 ヨシ子<br/>佐々木 秀智<br/>戸井田 哲夫<br/>椋田
- (2) 市職員 福祉保健部高齢者支援課長 山田 晶子 福祉保健部高齢者支援課長補佐 大木 忠厚 福祉保健部高齢者支援課福祉相談係長 小暮 淳史 子ども家庭部子ども家庭支援課長 岩田 利治 子ども家庭部子ども家庭支援課長補佐 石田 淳子 都市整備部公園緑地課長 轟 陽 都市整備部公園緑地課長補佐 須田 茂也
- (3) 事務局 政策総務部広報課長 梶田 斉邦 政策総務部広報課課長補佐 阿部 美佐 政策総務部広報課広聴担当主査 隅内 裕 政策総務部広報課広聴担当主任 大沼 聖英

## 4 議 題

- (1) 会長及び職務代理者の選出について
- (2) 収集禁止事項の収集について(審議事項)
- (3) 本人以外からの収集の制限について(審議事項)
- (4) 個人情報取扱事務届出の一覧について(報告事項)
- 5 議事要旨 別紙のとおり

### 令和元年度第1回 府中市情報公開·個人情報保護審議会 議事要旨

「資料確認、開会挨拶については省略します。 議題の(1)については、会長として加藤隆之委員が選出され、 、職務代理者として佐々木秀智委員が指名されました。

- (会 長) 議題(2)の審議事項のうち、ア、収集禁止事項の収集のうち、「高 齢者緊急一時保護施設利用事業」について、事務局よりご説明をお願 いいたします。
- (広報課長補佐) それでは、お配りいたしました令和元年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきましてご説明させていただきます。初めに、見出し②、2ページの「個人情報の取扱いについて〈諮問〉」をご覧ください。諮問書を朗読させていただきます。
  - --- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---
- (広報課長補佐) これからご審議いただきますのは、本市の個人情報を取扱う事務において、収集禁止事項を収集することの可否についてでございます。初めに、次ページの、見出し③、3ページ、資料1「諮問事務一覧表」の上段を御覧ください。

収集禁止事項を収集する事務として、「高齢者緊急一時保護施設利用 事業」、「新生児聴覚検査」をご審議いただきます。

次に、見出し⑥「府中市個人情報の保護に関する条例」、20ページの第8条を御覧ください。「府中市個人情報の保護に関する条例」、こちらの条文は、個人情報の収集の禁止について定めたもので、思想等の内心に関する事項、社会的差別の原因となるおそれがある事項、犯罪に関する事項、及び病歴その他心身に関する事項、これらについては不適切に取扱われた場合に、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が大きい、もしくは本人の権利利益を侵害する可能性があると考えられることから、法令等に定めがあるとき、または本審議会の意見を聴いて、職務執行上特に必要であると認められたときを除いて、実施機関が当該個人情報を収集することを禁止するものでございます。

本件は、この規定により本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。

それでは、No. 1の「高齢者緊急一時保護施設利用事業」につきましてご説明させていただきます。この事業の目的は、65歳以上の高齢者が虐待等を受け、生命が危険な状態にある場合や、介護者の入院等で緊急的に保護する必要が生じた場合、一時的に施設を利用し、高齢者の擁護と介護者の支援を行うこととなっております。詳細は見出し④の4ページから6ページにございますのでご参照ください。

見出し③、3ページにお戻りください。No. 1の「高齢者緊急一時保護施設利用事業」の収集する収集禁止事項の対象となる個人の範囲は、「事業利用者」で、収集する収集禁止事項は、「心身の状況や傷病歴、障害の有無、障害の内容」でございます。収集禁止事項を収集する理由は、「施設での対応可否を判断するため、及び事業利用者への適切なショートステイサービスを提供するため」でございます。収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、本事務につきましては、従来から実施しているものですが、 本審議会への諮問がなされていなかったものであり、諮問が事後になってしまいましたことをお詫びいたします。よろしくお願いいたしま す。

- (会長) ありがとうございました。まず ア の収集禁止事項の収集について、委員の皆様方からご意見等、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。
- (委員) この事業は何らかの法律上の根拠があるものなのですか。あるいは、要領などに基づいて府中市が独自にやっている事業でしょうか。

(高齢者支援課 この事業の根拠でございますが、国が定める高齢者虐待防止法が根福祉相談係長) 拠となっております。この法律において、市町村は虐待などを受けた高齢者を一時的に保護するための居室を確保することが定められており、それに基づいて、この事業を行っているところでございます。

- (委員) 法令上の根拠が明確ではないから、審議会の意見を聞くことになる のですか。8条のところで、法令に基づくか審議会の意見を聞いてと なっているのですが。
- (広報課長補佐) 高齢者虐待防止法に基づいて行っている事業でございますが、収集 禁止事項を収集するという明記等がございませんので、その部分を審議会に諮るものでございます。
- (委員) 分かりました。
- (会長) ほかにいかがでしょうか。
- (委員) 施設側が対応の可否を判断するために、市側で収集してある情報を 提供するということでよろしいですか。

(高齢者支援課 そのとおりです。この事業は、近隣市にある高齢者福祉施設に委託 福祉相談係長) する形で実施をしております。ショートステイサービスを提供するの がその福祉施設となりますので、施設において対応ができる方が対象

となります。そのため、施設において対応できるかどうかを判断していただくための情報として収集禁止事項も収集し、施設に提供しているところでございます。

(委員) 対応できる施設というのは府中市で指定した施設ですか。

(高齢者支援課 市が指定している施設でございます。現在、近隣市の有料老人ホー福祉相談係長) ム1か所を指定しております。

(委員) 施設との間では、個人情報を保護する取決めはされているのですか。

(高齢者支援課 取決めはしております。この事業は府中市と施設において委託契約 福祉相談係長) を結んでおります。契約書で個人情報の取扱いに関する特約条項の定めがあり、その中で個人情報の保護に関する取決めをし、その取決めも踏まえて実施しております。

(委員) 通常の入所者とこの事業の入所者では、施設で識別しているのでしょうか。

(高齢者支援課 取扱いについては通常の入所者の方と、手続上は別にはなります 福祉相談係長) が、施設での過ごし方は、他の入所者と同様になります。

(委員) 通常の入所者の収集禁止事項に当たる情報も市側で入手していることはないのですか。

(高齢者支援課 施設が直接契約をしている入所者については、施設との直接のやり福祉相談係長) 取りで同様の情報については確認をされているものと考えておりますが、市側で入手をしているということはございません。

(会長) 今回の収集は、本人の同意を取ってやっているのですか。収集禁止 事項は同意の免責がないから審議会に諮っていると理解しています が、基本的には同意を取って収集しているということですよね。 本人から収集できない場合はありえるのですか。

(高齢者支援課 例えば重度の認知症の方だと、ご本人の情報をご自身から収集でき福祉相談係長) ない場合はあり得ます。その場合には、関係事業者の方や、ご家族から収集させていただくこともございます。

(会長) その場合は、本人以外からの収集になると思いますが、審議会に諮らなくても平気ですか。

(広報課長補佐) 本事業は、収集禁止事項の収集という、第8条の部分を諮らせていただいております。収集については、基本的には本人同意による収集になりますが、重度の認知症の方の場合に、本人の生命などやむを得ないと認められる場合に、本人以外から収集ができる規定の個人情報の保護に関する条例第7条2項第4号に基づき、収集するものでございます。

(会長) 心身の状況の収集範囲というのは明確に決まっているものですか。

(高齢者支援課 心身の状況の範囲については、明確に決まっているものではござい 福祉相談係長) ません。福祉施設など一般的に必要とされる情報としては、感染症の 部分、要介護度、精神疾患の有無等がございますので、それに加え、 施設側で必要とする情報を収集させていただいているところです。

(会 長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、この件につきましては認めるということでよろし いでしょうか。

#### (異議なし)

- (会 長) それでは、「高齢者緊急一時保護施設利用事業」につきましては、収集禁止事項の収集について、認めることといたします。
- (会 長) 続きまして、収集禁止事項のもう1つの「新生児聴覚検査」について、事務局よりご説明をお願いいたします。
- (広報課長補佐) 次に、No. 2の「新生児聴覚検査」の収集禁止事項を収集する事務についてご説明させていただきます。この事業の目的は、新生児聴覚検査により、聴覚障害を早期に発見して適切な支援を行うことにより、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることとなっております。詳細は見出し④、7ページから10ページにございますのでご参照ください。見出し③、3ページ、上段、No. 2の「新生児聴覚検査」の収集する収集禁止事項の対象となる個人の範囲は「生後50日に達する日までの乳児」で、収集する収集禁止事項は、「出産週数や出生時の体重、聴覚検査結果」、収集禁止事項を収集する理由は、「聴覚障害の早期発見及び早期療育を図るため」でございます。

収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議くださいますよう お願いいたします。

なお、本事務につきましても従来から実施しているものですが、本 審議会への諮問がなされていなかったものであり、諮問が事後になっ てしまいましたことをお詫びいたします。よろしくお願いいたしま す。

- (会 長) ありがとうございました。そうしましたらこの件につきましても皆様のご諮問とかご意見ございましたら、お願いいたします。
- (委員) こちらの事業は、親御さんから同意を得るということはやっている のでしょうか。

(子ども家庭 妊娠をされているときに新生児聴覚検査の受診票をお配りし、同意 支援課長補佐) をいただいたうえで、実際に受診した結果について、市町村に医療機 関から情報をいただく形となっております。

(会長) 同意を得られない場合にはどうするのですか。

(子ども家庭 今までにそういう方はおられませんでしたが、そういう方がおられ 支援課長補佐) た場合、病院のほうで情報は把握しますので、病院のほうから異常が あった方については説明をしていただいて、適切に対応いただくもの と考えております。

(会 長) ほかにございますか。いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。そうしましたらこの件につきましても認める ということでよろしいでしょうか。

#### (異議なし)

- (会 長) それでは、「新生児聴覚検査」につきましては、収集禁止事項の収集 について、認めることといたします。
- (会 長) 続きまして、条例第7条2項第9号の規定により諮問する事務につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。
- (広報課長補佐) それでは、「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」の個人情報を本人 以外から収集する事務についてご説明させていただきます。

見出し⑥、「府中市個人情報の保護に関する条例」の20ページ、第7条を御覧ください。この条文は、個人情報を収集する場合は本人から収集することを定めたものでございます。第2項に、例外的に本人以外から収集できる場合として、第9号に本審議会の意見を聴いて、公益上特に必要であると認められたときも本人以外から収集できるとしております。本件につきましてもこの規定により本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。

「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」の概要は、市が所有する公 共施設、公園、駐車場、駐輪場等に一般社団法人防災・防犯自販機協 会等と協力し、防犯カメラを設置・運用するものでございます。詳細 は見出し④の11ページから16ページにございますのでご参照くだ さい。

見出し③、3ページ、資料1「諮問事務一覧表」の中段の表を御覧ください。No.1の「公園等防犯カメラ設置及び運用事務」の事務の対象となる個人の範囲は「防犯カメラの設置場所を通過する者」、収集先は「防犯カメラ」、情報の内容は「容姿」、収集する理由は、「公園等の防犯体制を強化するため」でございます。個人情報を本人以外から収集する可否について、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- (会 長) ありがとうございました。そうしましたら皆様方からご意見とかご 質問がございましたら、よろしくお願いいたします。
- (委員) 設置場所に撮影していることを示すマークみたいなものを貼るということはされる予定ですか。

(公園緑地 防犯カメラを設置していることが分かるような表示をすることを予課長補佐) 定しております。

(委員) 貼る場所はどのあたりを予定しているのですか。

(公園緑地 分かりやすい、見やすい場所に貼り付けを行う予定です。 課長補佐)

(委員) 昨年トイレの設置について諮問したと思いますが、今回の件は、トイレより非常に対象が広範囲ですよね。今回も府中市自体が管理するのですよね。

(公園緑地 市で設置場所を検討し、市で管理を行う予定です。 課長補佐)

(会長) 実際、業者に委託される部分はあるのですか。

(公園緑地 保守は業者に委託する方向ですが、映像データの管理は市で行う予課長補佐) 定です。

(会長) 取扱基準案だと14日となっていますが。

(公園緑地 2週間程度保存して、それが随時更新していく、記録が順番に上書 課長補佐) きされる予定です。

(会長) そうすると抜くわけではなく、消えてしまうということですか。

(公園緑地 その通りです。必要によって、例えば犯罪が起きた場合には、そこ

課長補佐) の時点のデータを抽出することが予想されます。

(会 長) このカメラは主に自販機の防犯という意味合いかと思ったのですが、そういう認識で良いですか。

(公園緑地課長補佐)

この事業は、自動販売機を設置して、自動販売機の収益に基づいて防犯カメラの設置や保守にかかる費用を一体で賄うもので、防犯カメラ自体は市のほうで設置場所を決めて、データの管理を行っていくものです。そのため、自動販売機と実際に設置するカメラの位置は一致するものではございません。

自動販売機は収益の見込める箇所に設置し、防犯カメラは防犯上必要になる箇所に設置するイメージとなります。防犯カメラの設置場所や設置台数は現時点で決定しておりませんので、このような諮り方とさせていただいております。

- (委員) 防犯カメラはどこにどう設置するかというのはすごく重要です。どこか決まっていない状況で審議会に諮るというのは、条文を諮るようなものだと思います。このままでは、審議は難しいと思います。
- (委員) たまたまその公園を通る市民の方のプライバシーというか、肖像権 というか、それが侵される恐れがある対象ですね。そうすると、やは り、場所や撮る方向が決まっていないと、なかなか議論のしようがな い気がします。

以前、ほかの審議会の委員をやっていた際に、公園を俯瞰した画像のようなものが出ていて、どんなところにつけるのかというのを、資料としていただいて行っていたと記憶しています。それがない段階での審議は難しいと思います。

- (委員) 個別の防犯カメラごとに全部審議しないといけないという話で良い のか。それが難しいのですべてを網羅的に許可を出せるのか。中間的 なところがない感じがするのですが、いかがですか。
- (会 長) 防犯カメラがどの範囲まで映し出して、どう管理されるのかというのは、基本的には1件1件、審議会の許可をもらうことが一般的だと思います。包括的に許可を出すのは、難しいと思います。私は特に防犯カメラについては、24時間どこに行っても監視されるのが本当にいいことなのか疑問に思うことがあります。公園に付けても、道路に1歩出て誘拐することはできるわけで、それを言い出したら公道全てにつけなくてはいけなくなるわけです。私は個人的には、防犯カメラは本当に慎重に設置してほしいなと思っています。

そのため、基本的には包括的に許可するとは言えません。どこにどういう形で何個付けるのか、それをどう知らせるのかというところがないと、それは審議会として許可はできないと思います。

(広報課長) これまでの委員の皆様のご意見を踏まえ、仕組みとしては先ほどお話ししたとおりですが、収益を上げられる場所に自販機を置くが、その付近の公園に必ず防犯カメラを設置するということではなく、防犯上必要な場所に防犯カメラの設置場所を考えていくことになります。今日現在は、その設置場所を検討している段階ですので、一度持ち帰らせていただき、設置場所等、細かく決まった段階で改めて審議会に

諮らせていただきたいと考えております。

本日の段階では、資料の14ページにもございますが、民間の力も借りながら、公園の安全への取組を進めていく方向性だということを ご承知おきいただければと思います。

- (会 長) ありがとうございました。そうしましたら、「公園等防犯カメラ設置 及び運用事務」の本人以外から収集につきましては、再度審議会に諮っていただくということで、よろしくお願いいたします。
- (会 長) 続きまして、以上で審議すべき事項については終わりましたので、 次に第3の報告事項、ア、個人情報取扱事務届出の一覧につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。
- (広報課長補佐) それでは、報告事項ア、個人情報取扱事務届出の一覧について、事 務局より説明させていただきます。見出し⑤、17ページ、資料3 「報告事務一覧表」を御覧ください。新たに目録に追加する事務、目 録から削除する事務及び既に届け出た事務の内容を変更するものがご ざいますので、ご報告させていただきます。内容の説明の前に、見出 し⑥、「府中市個人情報の保護に関する条例」の20ページ、21ペー ジの第9条を御覧ください。こちらの条文は、実施機関が個人情報を 取扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資す るため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めた ものです。第1項で、実施機関は継続して行う個人情報を取扱う事務 を新たに開始しようとするときは市長に届け出ること、第3項で、届 け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、第4項で、 当該届出について、市長は審議会に報告すること、第5項で、目録を 作成し一般の閲覧に供することが定められております。本報告はこの 規定に基づくものでございます。

それでは、見出し⑤、17ページ、資料3にお戻りいただき、上段の表の「新たに目録に追加する事務」を御覧ください。詳細な説明は省略させていただきますが、No.8、No.10及びNo.12は本日諮問させていただいた事務となっております。そのほかの事務につきましては、事業開始に伴い、申請者等の氏名、住所、電話番号等の個人情報を取扱うものなどがございます。

次に、中段の表の目録から削除する事務につきましては、いずれも 事業廃止のため削除するものでございます。この追加・削除により目 録への掲載は。本日ペンディングすることになった事業を除き、現在 の581事務から590事務になる予定でございます。

次に、下段の表の既に届け出た事務の内容を変更するものにつきましては14事務ございまして、事業内容の変更に伴う修正、法改正に伴う修正などがございます。以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。

(会 長) ありがとうございました。そうしましたら、委員の皆様方からご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(会 長) それでは、次に進ませていただきます。その他につきまして、再度 事務局からございましたら、よろしくお願いいたします。

(特になし)

(会 長) それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。皆様、本当にお疲れさまでした。